

○ 刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法（昭和三十八年法律第百三十八号）

(傍線部分は改正部分)

	改 正 案	現 行
(適用対象)		
第一条の二 この法律の適用については、被告人以外の者に帰属する電磁的記録は、その者の所有に属するものとみなす。	第二条 (略)	第二条 (新設)
(告知)		
2 第三者の所在が分からぬため、又はその他の理由によつて、前項の告知をすることができないときは、検察官は、同項に掲げる事項を政令で定める方法によつて公告しなければならない。	2 第三者の所在がわからぬため、又はその他の理由によつて、前項の告知をすることができないときは、検察官は、同項に掲げる事項を官報及び新聞紙に掲載し、かつ、検察庁の掲示場に十四日間掲示して公告しなければならない。ただし、価額が五千円に満たないことが明らかな物については、検察庁の掲示場における掲示をもつて足りる。	2 第三者の所在がわからぬため、又はその他の理由によつて、前項の告知をすることができないときは、検察官は、同項に掲げる事項を官報及び新聞紙に掲載し、かつ、検察庁の掲示場に十四日間掲示して公告しなければならない。ただし、価額が五千円に満たないことが明らかな物については、検察庁の掲示場における掲示をもつて足りる。
(略)		
3 (略)	3 (略)	3 (略)

	改 正 案	現 行
(検察官等の処分)		
第八条 檢察官又は司法警察員は、共助に必要な証拠の収集に關し、次に掲げる処分をすることができる。	第八条 檢察官又は司法警察員は、共助に必要な証拠の収集に關し、関係人の出頭を求めてこれを取り調べ、鑑定を嘱託し、実況見分をし、書類その他の物の所有者、所持者若しくは保管者にその物の提出を求め、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。	第八条 檢察官又は司法警察員は、共助に必要な証拠の収集に關し、関係人の出頭を求めてこれを取り調べ、鑑定を嘱託し、実況見分をし、書類その他の物の所有者、所持者若しくは保管者にその物の提出を求め、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。
一 関係人の出頭を求めてこれを取り調べること。		
二 鑑定を嘱託すること。		
三 実況見分をすること。		
四 書類その他の物の所有者、所持者又は保管者にその物の提出を求めること。		
五 公務所又は公私団体に照会して必要な事項の報告を求めること。		
六 電気通信を行うための設備を他人の通信の用に供する事業を営む者又は自己の業務のために不特定若しくは多数の者の通信を媒介することのできる電気通信を行うための設備を設置している者に対し、その業務上記録している電気通信の送信元、送信先、通信日時その他の通信履歴の電磁的記録のうち必要なものを特定し、三十日を超えない期間（延長する場合には、通じて六十日を超えない期間）を定めてこれを消去しないよう、書面で求めること。		
2 檢察官又は司法警察員は、共助に必要な証拠の収集に關し、必要があると認めるときは、裁判官の発する令状により、差押え、記録命令付差押え、捜索又は検証をすることができる。	2 檢察官又は司法警察員は、共助に必要な証拠の収集に關し、必要があると認めるときは、裁判官の発する令状により、差押え、捜索又は検証をすることができる	2 檢察官又は司法警察員は、共助に必要な証拠の収集に關し、必要があると認めるときは、裁判官の発する令状により、差押え、捜索又は検証をすることができる